

自主的避難等対象区域で畜産業を営み、原発事故当時、放牧による繁殖和牛飼養の計画を進めていたが、原発事故によって未更新草地の牧草を和牛に給与することができなくなり、用意していた草地が傾斜地で除染も困難であったため、原発事故の約2年後に廃業した申立人につき、放牧地・牧草地工事費用、牛小屋解体費用、廃業による逸失利益等が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号(以下、「本件」という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

	損害項目	金額	期間
ア	放牧地・牧草地工事費用 (平成22年5月13日 支払いに係るもの)	金57万7500円	
イ	乾草代金(現在自宅保管 しているが、今後一時保 管場所へ集積予定の乾草 570kgに係るもの)	金3万1350円	
ウ	畜産農家向け説明会等参 加に要した交通費	金5830円	自 平成23年3月11日 至 平成25年8月21日
エ	牛小屋解体工事費用	金25万4000円	① 平成25年7月1日 (支払日) ② 平成25年11月28日 (支払日)
オ	和牛飼養業廃業による逸 失利益(ただし、「〇」「〇」 から産出されたであろう 子牛及び3頭の増頭親牛 から産出されたであろう 子牛の売却に係る逸失利 益)	金168万4831円	
	合計	金255万3511円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)についての和解金として金255万3511円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法 (省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月19日

（仲介委員 水野賢一）